

前橋市監査委員公表第13号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年8月24日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

水道局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年8月1日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：下水道整備課】</p> <p>1 石綿セメント管撤去作業における適切な管理について（指摘事項）</p> <p>上川淵地区 公共下水道工事（国管汚水第10号）において、当該工事現場内に埋設されていた石綿セメント管の撤去作業を行うに当たり、石綿障害予防規則に基づき石綿作業主任者を選任し、石綿セメント管の撤去計画書を作成した上で、最終処分場への運搬及び処分を行ったものであるが、作業現場に石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策を関係労働者や周辺住民に周知するための掲示がされておらず、また、石綿のばく露防止及び粉じんの飛散防止対策を行ったことを証する状況写真等も残されていなかった。</p> <p>更に、撤去作業従事者に対して行う特別教育についても実施した形跡が見受けられなかったことから、石綿障害予防規則にのっとり適切な施工管理を行うことについて、請負者への指導徹底を図るように改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：下水道施設課】</p> <p>1 作業主任者の氏名等の周知について（指摘事項）</p> <p>前橋水質浄化センター 2系汚泥引抜槽防食塗装工事（請処第9号）において、労働安全衛生法で規定する作業現場に掲示が必要な酸素欠乏危険作業主任者の氏名等の掲示がされていなかった。</p> <p>労働安全衛生法第18条では、事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならないと規定していることから、請負者に対する安全管理の指導徹底を図るように改善されたい。</p>	<p>石綿セメント管の撤去作業に当たっては、関係労働者や周辺住民に周知するための掲示、作業従事者に対する特別教育の実施、更には、ばく露防止対策や飛散防止対策実施状況の記録写真の整備など石綿障害予防規則にのっとり、適正、適切な工事の施工管理を行うことについて、課内での工事担当者研修を実施するとともに、対象となる工事の請負者に対する指導を徹底することとした。</p> <p>作業主任者の氏名等の周知については、労働安全衛生法第18条にのっとり、氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示し、関係労働者に周知を図ることについて請負者への指導を徹底するとともに、監督員による作業現場での実施状況の確認を励行することとした。</p>

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年8月4日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 工事監理について（要望事項）</p> <p>消防局東消防署改築建築工事の施工において、建築士法第3条第1項の規定に基づき、一級建築士でなければ工事監理をしてはならない建築物であることから、一級建築士の資格を持つ建築住宅課に所属する職員を工事監理者として選任し、工事監理を行っているものであるが、その者が工事監理の業務を行っていることを証する書面での記録が残されていなかった。</p> <p>建築士法で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することであり、工事監理者が工事監理としての業務を行ったことの記録を整備することは、当該工事の施工に当たり、適切な工事監理を行ったことの説明責任を果たす意味において重要な行為であると考えられる。</p> <p>については、工事監理の適正化を図るため、国土交通省で策定した工事監理ガイドラインが示されていることから、この工事監理ガイドラインを参考として、適切な工事監理を実施するとともに、工事と設計図書との照合及び確認を行ったことを証する書面を作成し、記録として残すことを検討されたい。</p>	<p>工事監理者による工事監理については、契約監理課長通知による「建築工事における工事監理の適正化について」に基づき、国土交通省策定の工事監理ガイドラインを参考に建築基準法で定める工事監理者による適正な工事監理を実施するとともに、工事と設計図書との照合及び確認を行ったことを証する書面を作成し記録を残すこととした。</p>